富山市都市交通協議会運営要綱の一部改正新旧対照表

現行

第1条 (略)

第2条 協議会は、次の事項について検討するものとする。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づく、地域公共交通網形成計画の作成に関する協議及び形成計画の実施に係る連絡調整
- (2) 富山市の都市交通計画とそれに基づく事業の実施に関する事項
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事項第3条~第7条 (略)

別表 (第3条関係)

	所属	役 職	備考
会 長	富山市	副市長	
委員	福井大学	名誉教授	
委員	富山商工会議所	専務理事	
委員	西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社 地域共生室 企画課 交通企画室	室長	
委員	富山地方鉄道株式会社	代表取締役社長	
委員	あいの風とやま鉄道株式会社	代表取締役社長	
委員	富山県タクシー協会	会長	
委員	株式会社富山市民プラザ	常務取締役	
委員	国土交通省 北陸地方整備局 都市・住宅整備課	課長	
委員	国土交通省 北陸信越運輸局 富山運輸支局	支局長	
委員	国土交通省 北陸地方整備局 富山河川国道事務所	所長	
委員	富山県 地方創生局 総合交通政策室	室長	
委員	富山県 土木部	次長	
委員	富山県警察本部 交通部 交通規制課	課長	

改正案

第1条 (略)

第2条 協議会は、次の事項について検討するものとする。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づく、地域公共交通計画の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整
- (2) 富山市の都市交通計画とそれに基づく事業の実施に関する事項
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事項第3条~第7条 (略)

別表(第3条関係)

	所属	役 職	備考
会 長	富山市	副市長	
委員	富山大学 都市デザイン学部	教授	
委員	富山商工会議所	専務理事	
委員	西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社 地域共生室 企画課 交通企画室	室長	
委員	富山地方鉄道株式会社	代表取締役社長	
委員	あいの風とやま鉄道株式会社	代表取締役社長	
委員	富山県タクシー協会	会長	
委員	株式会社富山市民プラザ	常務取締役	
委員	国土交通省 北陸地方整備局 都市・住宅整備課	課長	
委員	国土交通省 北陸信越運輸局 富山運輸支局	支局長	
委員	国土交通省 北陸地方整備局 富山河川国道事務所	所長	
委員	富山県 交通政策局	次長	
委員	富山県 土木部	次長	
委員	富山県警察本部 交通部 交通規制課	課長	